

第2次

野辺地町食育推進計画



野辺地町特別観光大使
「じーの」



平成29年3月
野 辺 地 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 食育とは	1
2 計画策定のねらい	1
3 計画の位置付け及び期間	2
第2章 食育推進の現状と課題	
1 食をとりまく社会情勢	2
2 食生活と健康	2
3 今後の展開に向けた課題	7
第3章 食育推進方針	
1 重点目標	8
2 食育推進の基本視点	8
3 基本方針	
(1) 子育て家庭における食育の推進	9
(2) 保育所や幼稚園、学校等における食育の推進	10
(3) 成人、高齢者における食育の推進	12
(4) 地産地消と食の安心・安全の推進	13
(5) 食文化の継承・発展	13
第4章 多様な関係者の連携・協力の強化	
1 食育推進体制の充実	15
2 食育を推進するための運動の展開	15
□ 参考資料	16
食育基本法	

第1章

計画策定の趣旨

1 食育とは

食育基本法の中で「食育」とは次のように位置づけられています。

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践することが出来る人間を育てること。

町民一人ひとりが

- ① 自らの食について考える習慣
- ② 食に感謝する心
- ③ 食に関するさまざまな知識
- ④ 食を選択する判断力を身に付けて、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎とするものです。

食育については、学校や地域、企業、団体、行政などがそれぞれの立場や特性を生かし、その必要性を啓発していますが、これを実践につなげるには、大人が食への理解を深めて、「食」の素晴らしさに誇りを持ち、自ら実践するとともに子どもたちの食育に積極的に関与する中で、町民一人ひとりが主体的に毎日の生活の中で取り組むことが重要です。

2 計画策定のねらい

- 「野辺地町食育推進計画」は、食育基本法に基づいて策定するもので、町全体で推進する食育の基本指針です。また、町民の理解と共感を得ることで、一人ひとりが食育を進めていく上で何ができるのかを考え、実践することを促すものです。
- 町では、平成24年3月に「第1次計画」を策定し、各関係機関がそれぞれ食育推進に取り組み、食育は推進されてきました。しかし、食生活に関する社会情勢、家庭の環境が変化しているとともに、食生活の偏りに起因した肥満や生活習慣病の増加等、食に関連した健康問題は依然として大きいことから、今後も時代にあった食育の推進が必要となっています。
- また、町のスローガンである“笑顔あふれるまち のへじ”の実現のため、町民の健康を増進させ、健康寿命の延伸を図るためには「自分の健康は自分でつくる」という自覚と主体的な実践が不可欠であり、町民一人ひとりの「食」をはじめとした健康的な生活習慣づくりを促進する必要があります。
- このような状況を踏まえ、本町の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に継続して推進するための指針として、「第2次計画」を策定します。

3 計画の位置付け及び期間

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として位置付け、実施にあたっては、既存の関係計画等と連携しながら本町の食育を推進していくこととします。

期間については、平成29年度から33年度までの5年間とし、社会情勢の変化などにより、見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

第2章

食育推進の現状と課題

1 食をとりまく社会情勢

(1) 家族形態の変化

現代の生活環境は、高度経済成長を中心とした所得の向上などにより、私たちの生活に豊かさと便利さをもたらすとともに、社会の仕組みや生活の価値観にも大きな変化を与えました。全国的な流れでは、核家族化の進行、共働きや単身赴任家族の増加などライフスタイルが多様化し、日々忙しい生活を送る中で、人々の生活時間配分や家族の役割なども大きく変わってきています。

核家族の割合（幼児健診アンケートより）

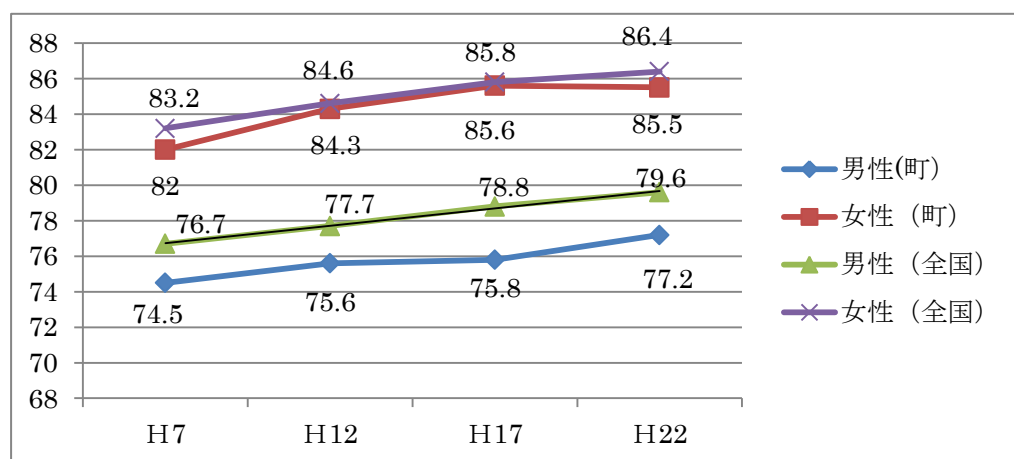
	H25 年度	H26 年度	H27 年度
1 歳 6 か月児健診	64.9 % (94 世帯中 61 世帯)	74.2 % (93 世帯中 69 世帯)	58.8 % (68 世帯中 40 世帯)
3 歳児健診	74.7 % (99 世帯中 74 世帯)	65.7 % (99 世帯中 65 世帯)	61.1 % (85 世帯中 52 世帯)

2 食生活と健康

(1) 町の健康状況

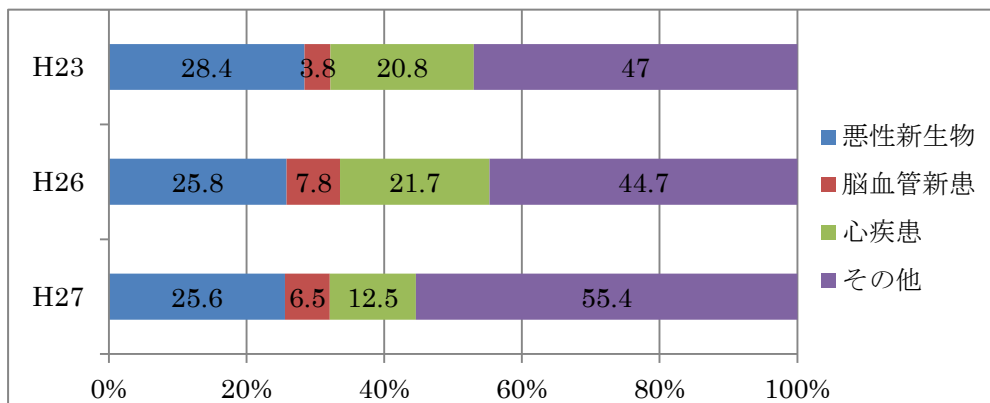
ア 平均寿命で男女差があるが、差は縮まってきています。

●平均寿命



イ 三大生活習慣病の合計割合は、40%以上になっています。

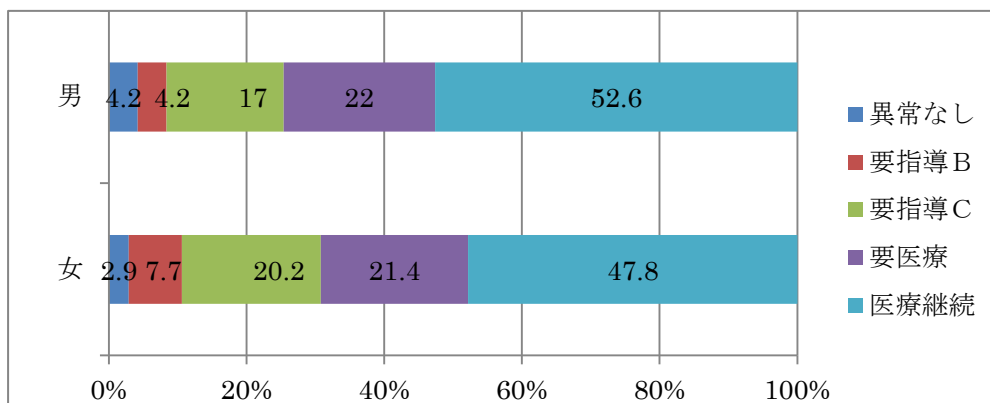
● 死因に占める三大生活習慣病の割合



※H23 は第1次計画策定年度

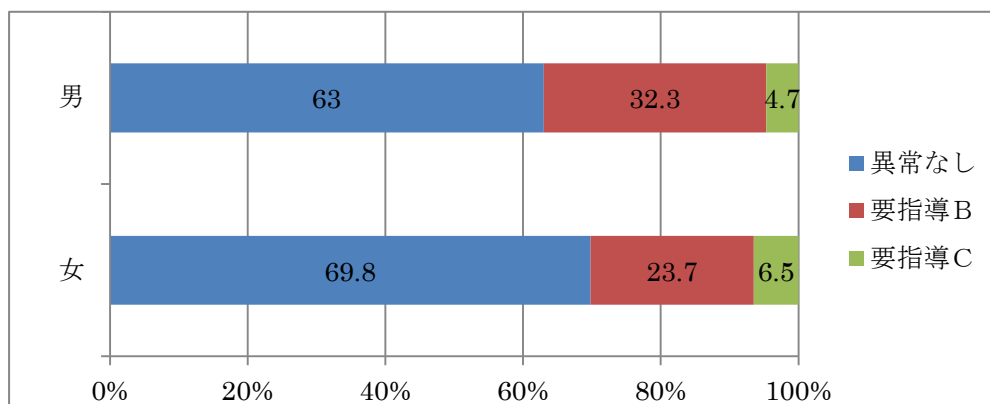
ウ 異常なしの割合が男女とも5%以下になっています。

● 特定健診結果の割合（平成27年度）



エ 要指導の割合が男女とも30%以上になっています。

● 特定健診結果において肥満（BMI判定）の割合（平成27年度）



(2) 食に関する健康問題の増加

ア 児童、生徒（女子）の肥満傾向児出現率が全国平均を上回っています。

● 児童生徒の肥満傾向児出現率（平成 27 年度）（％）

区分	男 子			女 子		
	野辺地町	青森県	全国	野辺地町	青森県	全国
小学校 5 年生	11.7	15.1	9.7	10.2	10.4	7.4
中学校 2 年生	3.6	12.0	7.5	11.9	11.1	6.7

文部科学省「平成 27 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査」
 （肥満傾向児：性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度 20%以上のもの）

イ 児童の朝食の欠食率が青森県及び全国平均を上回っています。

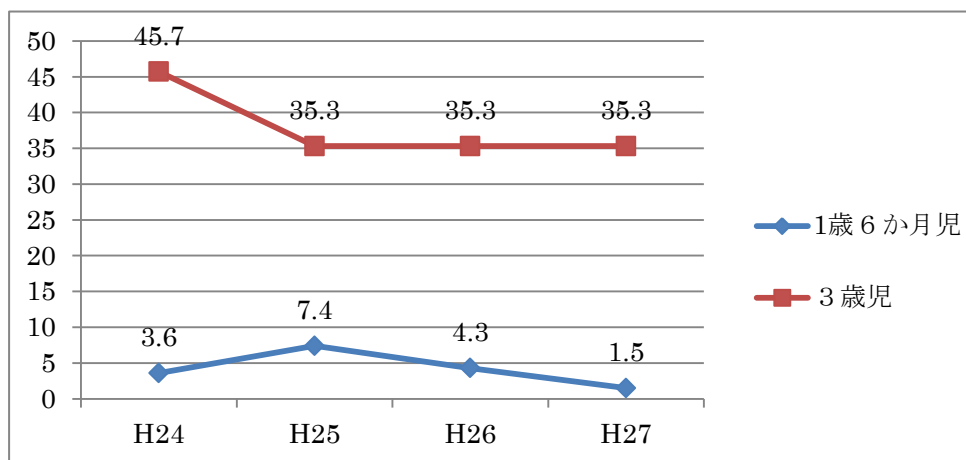
● 児童生徒の朝食の欠食率（平成 27 年度）（％）

区分	男 子			女 子		
	野辺地町	青森県	全国	野辺地町	青森県	全国
小学校 5 年生	20.4	12.9	14.7	25.0	13.5	14.2
中学校 2 年生	10.7	15.4	16.8	13.6	20.7	19.4

文部科学省「平成 27 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査」

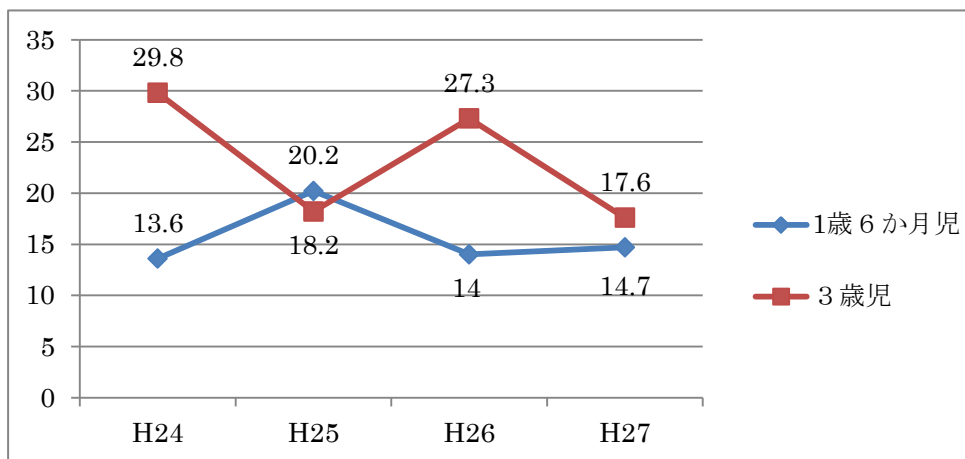
ウ う歯有病率は、1歳6か月児は低下傾向だが3歳児は横ばいです。

● 幼児のう歯有病率



エ 間食が多い幼児の割合は、その年によってばらつきがあります。

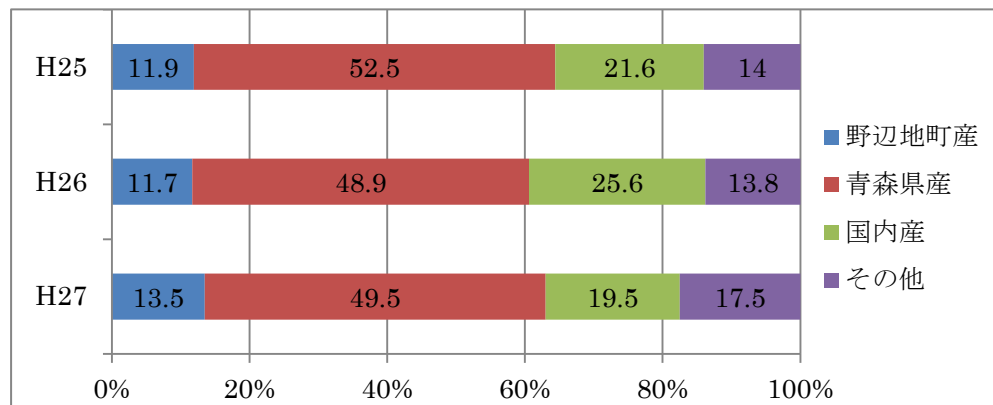
● 3回以上間食をする割合



(3) 地産地消の現状

ア 学校給食での町・県産食材利用率は増加しています。

●学校給食食材購入量 (%)



3 今後の展開に向けた課題

- (1) 家庭は、食育において重要かつ基本的な役割を担っていることから、家庭での食育推進の充実を図る必要があります。
- (2) 家族形態の変化や生活様式の多様化などにより、家庭の力だけでは食育を進めていくことが難しくなっているほか、年代や性別等によって、食育に求められる内容や食生活改善に向けて行動を起こす手かがりが異なることから、家庭における食育とともに、家庭や学校などから離れた世代や地域において食育の場に参加しにくい世代などを対象として、効果的な手法で食育を推進していくことが求められます。
- (3) 町民一人ひとりが食について考え、「食」をはじめとした健康的な生活習慣づくりを進めていくためには、町民が食育に参加しやすい環境をつくっていくことが求められます。
- (4) 本町の平均寿命は、延びてきているものの、全国平均との格差は依然としてあることが課題です。また男女の差があることが特徴的ですが、差は縮まっています。また、児童生徒の肥満傾向が全国平均を上回り、町民の死亡率や成人男性の肥満者の割合も全国に比較して高くなっています。このような中で、生活習慣病の予防・改善、ひいては健康寿命の延伸などの健康課題を解決するためには、町民一人ひとりが「食と健康」に関する知識を備え、理解を深めることが必要です。
- (5) 食育に対する町民の関心や理解を高め、町民一人ひとりによる実践へとつなげていくためには、今後一層、幅広い分野の関係者や団体、行政等が連携・協力していくことが必要です。

第3章

食育推進方針

1 重点目標

- (1) 幼少期からの適切な食生活の確立を目指します。
- (2) 食への関心と感謝の気持ちを高められるように、食物を大切にする心を育てます。
- (3) 健康で活力に満ちた町づくりに取り組みます。
- (4) 学校給食で、地元食材を積極的に使用した献立を作成します。

2 食育推進の基本視点

- (1) 家族とともに食事をする事（共食）は食育の原点であり、家庭は子どもの食育を進める拠点です。特に疾病を予防し健康の保持・増進のため大変重要な役割を担っているため、幼少期に適切な食習慣の確立を目指します。
- (2) 食育を進めるにあたって、生涯をとおして健全な食生活を実践していくための基礎をつくる世代である「子ども」に加え、これから親となり食育を次世代につなげていく役割を担っているものの、家庭や学校から離れ、生活が不規則になりがちな「20～30歳代の若い世代」、生活習慣病の発症率が高く、日頃の生活習慣の見直しが求められる「40～50歳代の働き盛り世代」、身体機能や生活機能の維持が重要となるほか、単身者世帯が増加している「高齢者」をターゲットとします。
- (3) そのため、食育に取り組む現場として、従来の「家庭」や「保育園・学校等」等に加え、「職域」や「地域」における取組についても強化します。
- (4) 健全な食生活の実践を通じて心も体も豊かなくらしを実現するためには、「食」についての理解を深めるとともに、健康等に関する知識をしっかりと習得することが必要となることから、自然と向き合っている生産の現場に立つ「農業・漁業者」や「栄養・保健・医療等の専門家」との連携を強化します。

3 基本方針

食育推進の基本方針については、町民が生涯を通じて健康で活力に満ちた「くらし」を実現していくことを目標として、町民1人ひとりが、自らの健康をつくり維持していくために、望ましい食べ物を選択して組み合わせる能力を高めていくことや、乳幼児から高齢者まで各世代を対象に食生活の改善への取り組みを促進していきます。

特に野辺地町の健康づくり課題解決のために、地域住民運動として一体的にと取り組むための指針になるもとである「健康のへじ21計画」のもと家庭や学校はもとより、社会全体で食育推進の取り組みが広がっていくように進めていきます。

(1) 子育て家庭における食育の推進

① 基本的な考え方

子どものときの食生活が大人になってからも影響すること、健全な食生活が子どもの健康を左右することを土台に、子どもの頃からまた保護者へ健全な食生活を伝えます。

② 具体的な取り組み

(ア) 妊産婦への取り組み

母子健康手帳発行時に食生活の大切さの指導を強化し、マタニティサロン開催時に、管理栄養士による講話や試食会をおこないます。

(イ) 乳幼児への取り組み

乳幼児健診では、管理栄養士による離乳食の試食や講話、保健師との問診をととして、離乳食から幼児食への移行期へのきめこまやかな栄養・食生活指導をおこないます。

(ウ) 学童期への取り組み

野辺地町食生活改善推進員会主催の「親子クッキング事業」をととして、朝食欠食改善と食事作りの大切さ、楽しさを学童とその保護者へ伝えています。また野辺地町教育委員会主催の「ふれあい通学合宿」で、学童へ調理の仕方、楽しさ、大切さを指導しています。

* 取り組み ピックアップ *

○マタニティサロン：妊娠期の食事について講義と試食会

- ・間食の上手な取り入れかた：低カロリー、鉄、繊維がとれるおやつ
- ・妊娠期の食事バランスについて：野菜が豊富、葉酸がとれるメニュー
便秘予防、貧血予防

○6 か月児相談：離乳食初期の試食指導

- ・離乳食のはじめかた、進めかた ～お口の発達や機能にあわせて～
おかゆ、野菜のペースト、とろとろ豆腐（だしをいかしたメニュー）

○10 か月、1 歳児、1 歳 6 か月、3 歳健診：集団や個別で食事の指導や相談

- ・手づかみ食べのすすめ ・虫歯予防 ・食事バランス
- ・心配事の相談

○親子クッキング事業メニュー

- ・H28 フレンチトーストサンド ミネストローネ ヨーグルトサラダ
- ・H27 おにぎらず 豚肉とレタスのサラダ 切干大根の焼きそば風
- ・H26 骨太おにぎり 豆乳味噌汁 魚肉バーグ なめたけ和え



(2) 保育所や幼稚園、学校等における食育の推進

① 基本的な考え方

子どもが基本的な生活習慣を身に付ける場所として、保育所や幼稚園、学校等も重要な役割を担っています。

このため、それぞれの指導計画に基づき食育に取り組むとともに、保護者や地域等と連携・協力しながら、子どもや家庭が食に関心を持ち、食育を実践するよう働きかけていく必要があります。

そのほか、地元の農林水産物を使用した給食を生きた教材として活用したり、農林漁業者等との交流を通じて、地域の自然や食文化、農林水産業やそれらに関わる人々への理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを育むことも重要です。

② 具体的な取り組み

(ア) 食育指導の充実

- a 保育所や幼稚園等においては、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けます。
- b 学校においては、「食に関する指導計画」を作成するほか、栄養教諭や養護教諭との連携などにより、児童や生徒に対して成長段階に対応した栄養指導や食事指導など食と健康に関する指導を計画的かつ組織的に実施します。
- c 食育の重要性について、保育士や幼稚園教諭、教職員等が理解を深め、栄養教諭や管理栄養士とともに、それぞれの専門性を生かした食育が進められるよう、研修会などの機会を利用して、資質向上を図ります。
- d 学校においては、保健体育や家庭科の授業などを活用した学習のほか、クラブ活動等を通じた実践的・体験的な食の知識や技術の習得、地域における食に関する講習会や体験活動等への参加を通じた、健康的な食生活による健康管理能力の習得を促します。
- e 口腔機能の発達が著しい時期であることから、乳幼児に対しては咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等に配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫に努めるほか、児童・生徒に対しては、発達段階に応じた咀嚼能力や嚥下機能の養成と歯と口の健康づくりに努めます。
- f さまざまな食べ物に興味と関心を持って楽しく食べる気持ちを育てるため、地域の農林漁業者や関係団体と連携し、農林漁業体験等の取組を進めます。
- g 農林漁業体験等をとおして、食べ物を大切にする心、感謝する心、命を大切にする心を育てます。
- h 保育所や幼稚園、学校等における食育活動について、地域内外で相互に情報提供し食育のさらなる充実強化に努めます。

(イ) 地元食材を活用し、健康に配慮した学校給食の提供

- a 地域の農林水産業を理解し、郷土を愛する心を育むため、給食に地元の農林水産物や新鮮な旬の食材を活用した郷土料理や行事食等を取り入れます。また、日本型食生活の基本である米飯を取り入れた給食の提供に努めるほか、学校においては、「ふるさと産品給食の日」等をとおして、子どもに地産地消の大切さを伝えます。
- b 「あおもり型」給食のコンセプト（塩分ひかえめ・野菜たっぷり・あぶらほどよく・ごはんしっかり・あおもりに感謝）を取り入れた給食の提供に努めます。
- c 安全・安心な給食を推進するため、食中毒や異物混入防止のための衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーのある児童生徒に対しては、除去食や代替食等を提供します。

(ウ) 保護者や地域に対する食育の支援

- a 保護者に対して、給食だより等の発行、給食の場を含めた参観や試食会、保護者の参加による調理実習等をとおして、各施設で実施している食育の取組について情報提供します。そのほか、家庭教育や親子料理教室等の開催等をとおして、食に関する知識や情報の提供に努めます。
- b 児童生徒の食生活や健康に関する実態を把握し、肥満・痩身傾向や食物アレルギーなど食に関わる健康課題のある児童等の保護者に対して、学校保健・医療関係機関と連携して必要な知識を提供し、望ましい食習慣が身につくよう支援します。
- c 保護者に対して、口腔機能の発達段階に応じた咀嚼能力や嚥下機能の向上、歯の生えかわりに応じた食べ方、虫歯や歯周病の予防と治療等について、学校保健・医療関係機関と連携して必要な知識を提供し、歯と口の健康づくりを支援します。
- d 地域の子育て支援の中核的な役割も担っていることから、地域における食育活動の場の提供や、関係者に対する食育に関する情報の提供に努めます。

*** 取り組み ピックアップ ***

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○栄養教諭による出前授業 | ○給食センター見学受け入れ |
| ○校内放送による献立ひとくちメモ | ○バイキング給食の実施 |
| ○郷土料理や特産物を取り入れた献立 | ～ 特にほたてやかかぶ ～ |
| ○旬の食材や行事食を取り入れた献立 | ○保護者を対象にした給食の試食会 |

(3) 成人、高齢者における食育の推進

① 基本的な考え方

食生活の乱れからおこる肥満は、糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病を誘引し、動脈硬化からくる疾患（心筋梗塞や脳血管疾患等）を引き起こす根源といえます。また、町の死亡原因の3割以上が生活習慣病に起因していることから、肥満の改善や防止は必須です。

② 具体的な取組

(ア) 特定健診の結果説明会や保健指導で、生活習慣病予防・改善の食事支援や相談をおこないます。随時個別の相談にも管理栄養士や保健師が応じています。

(イ) バランスの良い生活習慣病予防の食事について、講話や調理実習を通して具体的に学ぶ機会を作っています。各自治会や食生活推進員会などと協働し、地域で学ぶ機会ももうけています。

* 取り組み ピックアップ *

○減る脂～クッキング事業テーマ

- ・ H28 男性限定料理教室（食事バランス、お酒とおつまみの取り入れかた）
いつまでも元気生活のコツ、かぜに負けない体づくり
減塩を極めて生活習慣病予防
- ・ H27 だし活でおいしく減塩、間食の上手な取り入れかた
認知症予防、血管を若々しく保つための食生活、動脈硬化予防
健診結果と食事の関係



(4) 地産地消と食の安心・安全の推進

① 基本的な考え方

飽食の時代であって「もったいない」といった心が薄れていているなか、命を育てる食を生みだす場としての農林漁業に関する理解が重要である。消費者と生産者が互いに意識することが少ないことから、これを改善していくことが求められます。

② 具体的な取組

- (ア) 食にかかわる人々との交流や、体験を通して健全な心をつくるとともに、食の関心と感謝の気持ちを高められるような機会を提供します。また、野辺地町でとれる農産物を周知し、地域に供給する取り組みを広げることを通じて地産地消の推進と食の安心・安全を推進します。
- (イ) 学校給食への地場産品の活用などを通じて、地産地消の取組を推進します。また、農林水産物の旬の時期や活用方法等の幅広い情報を積極的に発信するほか、食を生み出す農林水産業の役割や食の安全・安心の確保に取り組む生産者の活動を紹介するなど、消費者に対する農林水産業の理解促進に努めます。
- (ウ) 消費者は、日々の暮らしを通じて、安全で安心な食料を供給する農林水産業や農山漁村の重要性に対する理解を深めるとともに、地産地消の取組等を通じて農林水産業の振興に協力するよう努めます。

(5) 食文化の継承・発展

① 基本的な考え方

町民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、米を中心とした栄養バランスに優れた日本型食生活や家庭や地域において伝承されてきた特色ある食文化や味覚が失われつつある現状です。このため、食文化の伝承のための活動をおこなう必要があります。

② 具体的な取組

- (ア) 先人たちが育んだ郷土料理や伝統食を、次の世代につなげていくため、イベント等を活用しながら伝承と普及につとめます。
- (イ) 栄養教諭等教育関係者は、本町の農林水産業関係者と連携し、学校給食のメニューに旬の食材や地元の農林水産物を積極的に使用するほか、地域に伝わる伝統的な料理を取り入れるなど、食育の生きた教材として活用します。また、保護者に対し、給食だより等を通じた情報提供を行います。

* 取り組み ピックアップ *

- 地域の食材に関する食農体験
- 学校給食への地元農産物の使用
- 地元食材を活用した加工食品の開発
- 「ぢまきほたて」「葉つきこかぶ」「ながいも」などの地元食材のPR

○ 食育推進の目標値

指 標 名		現状値	目標値
1	幼児のう歯有病率	1歳6か月 (H27) 1.5% 3歳児 (H27) 35.3%	1歳6か月 (H33) 維持 3歳児 (H33) 減少
2	間食が多い幼児の割合	1歳6か月 (H27) 14.7% 3歳児 (H27) 17.6%	1歳6か月 (H33) 減少 3歳児 (H33) 減少
3	子どもの肥満傾向児の出現割合 (小学校5年生)	男子 11.7% (H27) 女子 10.2% (H27)	減少傾向へ (H33)
4	朝食の欠食率 児童生徒の目標値は、学校保健推進計画に設定しているものを採用します。	児童生徒 17.4% (H27) 児童小5年 22.8% 生徒中2年 12.2%	児童生徒 5.0% (H33)
5	学校給食における町・県産食材の使用割合(使用量) (学校給食共同調理場での数値)	63.0% (H27) (町 13.5% 県 49.5%)	67.0% (H33) (町 14.0% 県 53.0%)
6	成人の肥満者の割合	男性 37.0% (H27 特定健診結果) 女性 30.2% (H27 特定健診結果)	男性 35%以下 (H33 〃) 女性 30%以下 (H33 〃)
7	のへじ井提供店舗	0 店舗	目標 10 店舗 (H33 〃)

第4章

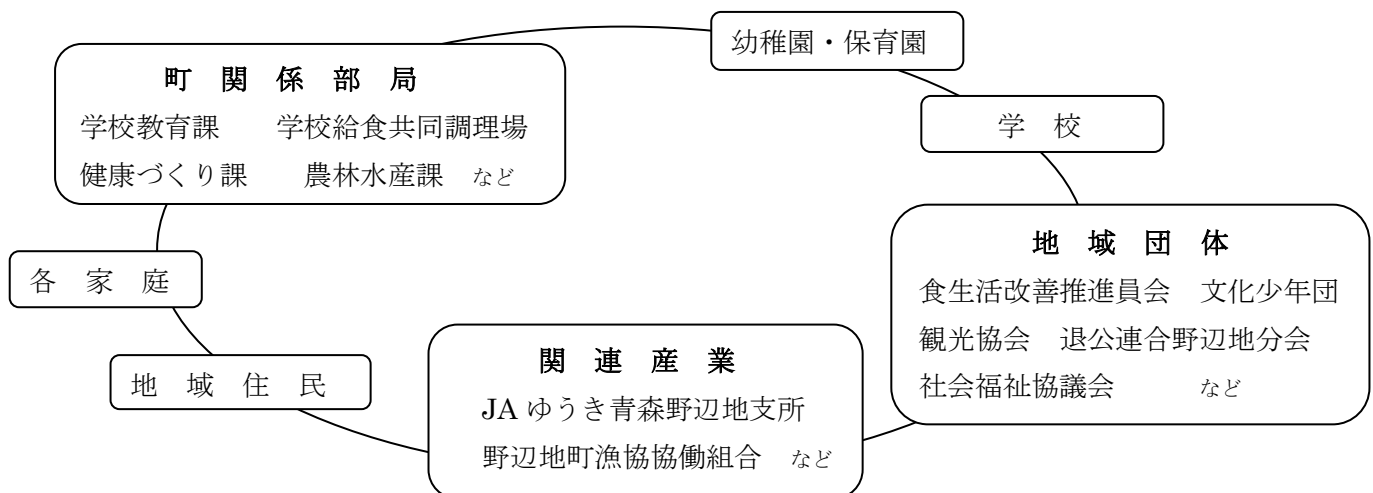
多様な関係者の連携・協力の強化

1 食育推進体制の充実

- (1) 町民一人ひとりが食育を実践するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、町全体で食育の推進に取り組む気運を醸成します。
- (2) 町、食育推進関係機関・団体、食育指導者等は、食生活の改善による生活習慣病の予防・改善を図るため、野菜の摂取量向上や減塩等に取り組み、健康的な食事ができる環境づくりを進めます。
- (3) 町や食品関係事業者、農林漁業者等の関係者は、食に関する情報の共有化と相互理解の促進を図りながら、食の安全・安心の確保に取り組みます。
- (4) 町は、地域住民の食生活改善や健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成に取り組み、県や関係機関・団体等を連携し、その活動を支援します。

2 食育を推進するための運動の展開

- (1) 国が定める食育月間である6月と県産食材が豊富に出回る11月を青森県の「食育月間」とするほか、毎月19日を「食育の日」とし、関係機関・団体、地域、行政等が連携して食育啓発活動を重点的に実施することで、町民へ食育の普及と定着を図ります。
- (2) 町や、食育推進関係機関・団体、食育指導者は、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等を目的とする「早寝早起き朝ごはん」国民運動（H18～）や食料自給率の向上を目的とする国民運動「FOOD ACTION NIPPON（H20～）」を推進し、取り組みの拡大を支援します。
- (3) 町では、関係機関が、それぞれ食育推進運動に取り組んでいます。さらに推進していくためには、情報や取り組み状況を共有し、連携・協力していくことが必要です。さらに、幼稚園・保育園から学校、各家庭、地域団体等と協力し、継続して取り組むことで、食育推進の効果をあげていくことができます。



1 食育基本法

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に

関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第 2 次野辺地町食育推進計画

(計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度)

野辺地町役場 健康づくり課

〒039-3164 青森県上北郡野辺地町字前田 5-2

野辺地町健康増進センター内

TEL 0175-64-1770

FAX 0175-64-8083